

事業報告書				
医療法人整理番号		A34		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	社会医療法人峰和会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
	分類②	社団（出資持分なし）		
	分類③	社会医療法人		
	(2) 事務所の所在地	基金制度不採用	三重県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		都道府県	鈴鹿市	
		市区町村	国府町字保子里112番地の1	
		町名・番地		
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和50年3月25日	
	(4) 設立登記年月日		昭和50年3月26日	
	(5) 理事長の氏名	姓	荒木	
名		朋浩		
	役員及び評議員の人数	13	理事長を含む人数を記載すること。	
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
三重県	鈴鹿市	国府町字保子里112番地の1	

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	荒木	朋浩	鈴鹿回生病院院長
理事	加藤	公	鈴鹿回生病院附属クリニック院長
理事	長谷川	静生	亀山回生病院院長
理事	岡	宏次	長島回生病院院長
理事	森本	保	介護老人保健施設輝施設長
理事	富田	隆	鈴鹿回生病院統括診療部長
理事	齋藤	誉宏	鈴鹿回生病院副院長
理事	森田	哲正	鈴鹿回生病院副院長
理事	横田	和美	鈴鹿回生病院看護部長
理事	岡本	継治	鈴鹿回生病院事務長
理事	中島	將臣	鈴鹿回生病院法人担当財務部長
監事	室木	徹亮	三重綜合法律事務所弁護士
監事	亀井	秀樹	鈴鹿市社会福祉協議会会長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式1：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	鈴鹿回生病院		2410305177	三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1	379	0			0	0	0
病院	亀山回生病院		2410405134	三重県亀山市東御幸町字穴淵232番地	0	76			0	0	0
病院	長島回生病院		2413005022	三重県北牟婁郡紀北町東長島2番地	27	47			0	0	0
診療所	鈴鹿回生病院附属クリニック		2410305557	三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の2							

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	介護老人保健施設輝		2453080026	三重県北牟婁郡紀北町東長島2482番地	60	28

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
鈴鹿回生病院居宅介護支援事業所		三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1	
デイサービス陽だまりの家		三重県北牟婁郡紀北町東長島58番地	
居宅介護支援事業所輝		三重県北牟婁郡紀北町東長島2482番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式1：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年4月25日	長島回生病院長人事について、鈴鹿回生病院長人事について、コンプライアンス管理規定（案）について、内部通報保護規定（案）について
令和6年6月12日	令和5年度事業報告ならびに決算報告について、令和6年度上期賞与支給について、輝経営改善計画について、コンプライアンス管理規定（行動計画・実践計画）について、ベースアップ評価料を活用した賃上げについて、地域手当について、新任理事選任について
令和6年9月26日	役員規定（案）について、嘱託職員（医師）に対する賃金規定（案）について、最低賃金の改正に伴う給与体系の見直しについて
令和6年10月30日	役員規定（案）について、嘱託職員（医師）に対する賃金規定（案）について、嘱託職員に対する賃金規定（案）について、救急外来増設工事について（鈴鹿回生病院）、ヘリポート移設工事について（鈴鹿回生病院）
令和6年11月15日	理事、監事の選任について
令和6年12月2日	令和6年度中間決算について、令和6年度下期賞与について
令和7年1月29日	長島回生病院管理棟購入について
令和7年3月28日	令和7年度事業計画及び予算について、令和7年度借入最高限度額について、理事報酬について、顧問の委嘱について、役職定年を迎える役員の更新について

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

- 注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容
----	---------------------

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人峰和会
 所在地 三重県鈴鹿市国府町1-1-2番地の1

医療法人整理番号	A34
----------	-----

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		9,863,142
	2 事業費用		
	(1) 事業費	9,736,598	
	(2) 本部費	0	9,736,598
	本来業務事業利益		126,544
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		37,160
	2 事業費用		90,840
	附帯業務事業損失		53,680
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	収益業務事業利益		0
	事業利益		72,864
II	事業外収益		
	受取利息	3,425	
	その他の事業外収益	63,482	66,907
III	事業外費用		
	支払利息	56,198	
	その他の事業外費用	1,394	57,592
	経常利益		82,179
IV	特別利益		
	固定資産売却益	31	
	その他の特別利益		31
V	特別損失		
	固定資産売却損	2,261	
	その他の特別損失		2,261
	税引前当期純利益		79,949
	法人税・住民税及び事業税		
	法人税等調整額	172	172
	当期純利益		79,777

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号	A 3 4
-----------	-------

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	9,716,677 千円
2. 負 債 額	6,502,177 千円
3. 純 資 産 額	3,214,500 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,693,655
B 固 定 資 産	6,023,022
C 資 産 合 計 (A+B)	9,716,677
D 負 債 合 計	6,502,177
E 純 資 産 (C-D)	3,214,500

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人峰和会

所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地の1

※医療法人整理番号	A34
-----------	-----

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項はありません									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項はありません							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

社会医療法人峰和会
理事長 荒木 朋浩 殿

私たちは、社会医療法人峰和会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

令和7年6月5日

社会医療法人峰和会

監事 荒木 徹亮 

監事 亀井 秀樹 

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
時価のあるものについては時価法によっております。
- (2) たな卸資産
最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、簡便法により、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っております。
- (2) 補助金の会計処理
補助金等については、交付決定がされた日の属する事業年度に収益として計上しております。

ます。ただし、その補助金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した日の属する事業年度に収益として計上しております。

なお、固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、直接減額方式により圧縮記帳しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

科目	金額(千円)
建物	3,340,044
土地	1,482,605
有価証券	68,401
計	4,891,051

担保に係る債務

科目	金額(千円)
短期借入金	190,000
長期借入金（一年以内返済予定を含む）	3,500,000
計	3,690,000

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理したファイナンス・リース取引 (千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	215,530	190,601
その他の器械備品	215,315	76,043
車両運搬具	591	370
ソフトウェア	19,314	7,484
計	450,751	274,498

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,312,846千円

(3) 補助金等の内訳

主な補助金等

(千円)

	内訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	鈴鹿市医療機器整備事業補助金	鈴鹿市	48,000	48,000
2	鈴鹿市病院群輪番制病院 運営補助金	鈴鹿市	27,137	27,137
3	臨床研修費等補助金	三重県	6,839	—

様式第四号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号	A34
-----------	-----

所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地1

純 資 産 変 動 計 算 書

(単位:千円)

	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和6年3月31日 残高	87,954	3,046,134	3,134,088	△ 7,518	△ 7,518	3,126,570
会計年度中の変動額						
当期純利益		79,777	79,777			79,777
その他有価証券評価差額金				8,153	8,153	8,153
会計年度中の変動額合計		79,777	79,777	8,153	8,153	87,930
令和7年3月31日 残高	87,954	3,125,911	3,213,865	635	635	3,214,500

様式第五号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地1

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)	
有形 固定 資産	建物	7,850,175	112,731	8,734	7,954,172	4,594,684	194,604	3,359,488
	構築物	198,672	20,543	3,518	215,697	168,486	4,394	47,211
	医療用器械備品	2,280,185	333,900	15,370	2,598,715	2,039,022	184,689	559,693
	その他の器械備品	580,747	31,879	6,063	606,563	483,267	57,273	123,296
	車両及び船舶	30,302	667	244	30,725	27,388	2,000	3,338
	土地	1,476,594	6,012		1,482,606			1,482,606
	その他の有形固定資産	18,145	225,254	3,000	240,399	15,215	7,790	225,184
	計	12,434,820	730,986	36,929	13,128,877	7,328,061	450,750	5,800,816
無形 固定 資産	借地権	796			796			796
	ソフトウェア	286,497	4,052		290,549	240,123	28,901	50,426
	その他の無形固定資産	5,310			5,310	2,275		3,035
	計	292,603	4,052		296,655	242,398	28,901	54,257
そ の 他 の 資 産	投資有価証券	61,013	8,153		69,166			69,166
	役員等長期貸付金	86,620	23,940	28,200	82,360			82,360
	長期前払費用	4,878		3,867	1,011			1,011
	その他固定資産	15,390	884	863	15,411			15,412
計	167,901	32,977	32,930	167,948			167,948	

様式第六号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,290	152			10,442
賞与引当金	280,399	259,619	280,399		259,619
退職給付引当金	981,314	109,733	81,943		1,009,104

様式第七号

法人名 社会医療法人峰和会
 所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地1

※医療法人整理番号	A34
-----------	-----

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	650,000	190,000	1.066	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	250,000	288,149	1.451	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	4,150,000	3,861,851	1.248	2034.2.28～ 2037.4.10
その他の有利子負債				
合 計	5,050,000	4,340,000	—	—

長期借入金返済予定額（千円）

2026年度	310,456
2027年度	314,486
2028年度	314,416
2029年度	314,416

様式第八号

法人名 社会医療法人峰和会
 所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地1

※医療法人整理番号	A34
-----------	-----

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当事項はありません		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
株式・三十三フィナンシャルグループ	28,910.00	68,401
計	28,910.00	68,401

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人峰和会
 所在地 三重県鈴鹿市国府町112番地1

※医療法人整理番号	A34
-----------	-----

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2,328,023		2,328,023			2,328,023
給与費	5,211,408		5,211,408	73,210		5,284,618
委託費	708,075		708,075	1,621		709,697
経費	587,297		587,297	10,036		597,333
売上原価						
その他の事業費用	901,795		901,795	5,973		907,768
計	9,736,598		9,736,598	90,840		9,827,438

第 51 会計年度
独立監査人の監査報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

社会医療法人 峰和会

独立監査人の監査報告書

令和7年5月29日

社会医療法人峰和会
理事会 御中

樋口活介公認会計士事務所
東京都港区
公認会計士

樋口 活介

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人峰和会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第51会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な会計方針の記載及び貸借対照表等に関する注記4に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便的な処理を採用している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計 算 書 類

第 51 会計年度

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

社会医療法人 峰和会

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,693,655	I 流動負債	1,631,222
現金及び預金	1,855,511	買掛金	470,582
事業未収金	1,648,225	短期借入金	190,000
たな卸資産	151,043	一年以内返済予定長期借入金	288,149
前渡金	242	未払金	135,934
前払費用	17,491	未払費用	207,924
その他の流動資産	31,585	未払消費税等	8,413
貸倒引当金	△ 10,442	前受収益	1,051
II 固定資産	6,023,022	賞与引当金	259,619
1 有形固定資産	5,800,816	従業員預り金	69,516
建物	3,359,488	その他の流動負債	35
構築物	47,211		
医療用器械備品	559,693	II 固定負債	4,870,955
その他の器械備品	123,296	長期借入金	3,861,851
車両及び船舶	3,338	退職給付引当金	1,009,104
土地	1,482,606		
その他の有形固定資産	225,184		
2 無形固定資産	54,258	負債合計	6,502,177
借地権	796		
ソフトウェア	50,426	純資産の部	
その他の無形固定資産	3,035	科目	金額
3 その他の資産	167,948	I 積立金	3,213,865
投資有価証券	69,165	設立等積立金	87,954
役員等長期貸付金	82,360	繰越利益積立金	3,125,911
長期前払費用	1,011		
その他固定資産	15,412	III 評価・換算差額等	635
		その他有価証券評価差額金	635
		純資産合計	3,214,500
資産合計	9,716,677	負債・純資産合計	9,716,677

法人名：社会医療法人 峰和会
 所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号 A 3 4

損 益 計 算 書
 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		9,863,142
1 事業収益		
2 事業費用		
(1)事業費	9,736,598	
(2)本部費	-	9,736,598
本来業務事業利益		126,544
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		37,160
2 事業費用		90,840
附帯業務事業損失		53,680
事業利益		72,864
II 事業外収益		
受取利息	3,425	
その他の事業外収益	63,482	66,908
III 事業外費用		
支払利息	56,198	
その他の事業外費用	1,394	57,592
経常利益		82,180
IV 特別利益		
固定資産売却益	31	31
V 特別損失		
その他の特別損失	2,261	2,261
税引前当期純利益		79,949
法人税・住民税及び事業税	172	172
当期純利益		79,777

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
時価のあるものについては時価法によっております。
- (2) たな卸資産
最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、簡便法により、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っております。
- (2) 補助金の会計処理
補助金等については、交付決定がされた日の属する事業年度に収益として計上しております。

ます。ただし、その補助金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した日の属する事業年度に収益として計上しております。
 なお、固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、直接減額方式により圧縮記帳しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

科目	金額(千円)
建物	3,340,044
土地	1,482,605
有価証券	68,401
計	4,891,051

担保に係る債務

科目	金額(千円)
短期借入金	190,000
長期借入金(一年以内返済予定を含む)	3,500,000
計	3,690,000

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理したファイナンス・リース取引 (千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	215,530	190,601
その他の器械備品	215,315	76,043
車両運搬具	591	370
ソフトウェア	19,314	7,484
計	450,751	274,498

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,312,846千円

(3) 補助金等の内訳
主な補助金等

(千円)

	内訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	鈴鹿市医療機器整備事業補助金	鈴鹿市	48,000	48,000
2	鈴鹿市病院群輪番制病院 運営補助金	鈴鹿市	27,137	27,137
3	臨床研修費等補助金	三重県	6,839	—

様式 2

法人名：社会医療法人 峰和会
 所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	9,716,677 千円
2. 負 債 額	6,502,177 千円
3. 純 資 産 額	3,214,500 千円

(単位：千円)

(内 訳)	区 分	金 額
A	流 動 資 産	3,693,655
B	固 定 資 産	6,023,022
C	資 産 合 計 (A+B)	9,716,677
D	負 債 合 計	6,502,177
E	純 資 産 (C-D)	3,214,500

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

令和 7年 6月 27日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地
社会医療法人 峰和会
理事長 荒木 朋浩

決 算 届

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。
○救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考			
<input type="checkbox"/>	社会医療法人認定申請書	○	—				
<input checked="" type="checkbox"/>	決算届	—	○				
<input checked="" type="checkbox"/>	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○				
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）							
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※			
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※			
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類						
<input type="checkbox"/>	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類						
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）							
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））				○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直前に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表 1 (理事、監事、社員及び評議員に関する明細表)	○	○	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表 2 (経理等に関する明細表)	○	○	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表 3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類 8 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号) に該当する旨を説明する書類 (事業))	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載 ((3) を除く。) がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款 (寄附行為) 変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	定款 (寄附行為) 変更認可申請書
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更内容 (新旧条照表を添付すること。) 及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
	(医療法第 4 2 条の 2 第 1 項の収益業務を行う場合)
<input type="checkbox"/>	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/>	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/>	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第 5 4 条の 9 第 3 項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
<input checked="" type="checkbox"/> 事業報告書
<input checked="" type="checkbox"/> 財産目録
<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表
<input checked="" type="checkbox"/> 損益計算書
<input checked="" type="checkbox"/> 関係事業者との取引の状況に関する報告書
<input checked="" type="checkbox"/> 監事の監査報告書
<input checked="" type="checkbox"/> 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

3 構造設備

(1) 総括表 (該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施設	設備等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時における医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input checked="" type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 集中治療室 (一部は陰圧化が可能なもの) <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室 <input checked="" type="checkbox"/> 発熱患者等専用として使用可能な診察室 (プレハブ・簡易テント等を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室 <input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室 <input type="checkbox"/> 診察室 (発熱) <input type="checkbox"/> 専用病床 (床) <input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input checked="" type="checkbox"/> 陰圧病室 (確保病床 3床) ※医療措置協定による確保病床 (1床) の半数以上が陰圧病室内にあること。 <input checked="" type="checkbox"/> 個室病室 <input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input checked="" type="checkbox"/> ヘリポート (<input type="checkbox"/> 敷地内 <input checked="" type="checkbox"/> 近接地) <input checked="" type="checkbox"/> 医師住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 看護師住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 <input checked="" type="checkbox"/> 感染を判断するための検査機器 <input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input checked="" type="checkbox"/> 個人防護具 <input checked="" type="checkbox"/> 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 <input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置 <input checked="" type="checkbox"/> トリアージタッグ <input checked="" type="checkbox"/> 救急用自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム <input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 ()

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画 (様式任意) がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

<p>「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画 ・設備整備計画

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	19.9	3.3			86.0		1.0							110.2
実人員	69	22	24	23	226		4	15	12	10	56		36	497
内特殊 関係者	5				1						3			9

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		41		2		2
	オンコール				3		3
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内		1				
	オンコール						
薬剤師	病院内		19		1		1
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		14		2		1
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		14		1		1
	オンコール						
看護師	病院内	2	97	2	27	3	43
	オンコール			6		6	
合計	病院内	2	185	2	33		48
	オンコール		0	6	4		4
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	2	22	2	2		1
	オンコール			6	4	6	4
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

① 感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

② 医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

(2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の(1)の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

(3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所： 三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	鈴鹿回生病院
病院の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	17,921 件	361 件	A 18,282 件
内 時間外加算の算定件数	4,389 件	122 件	① 4,511 件
内 休日加算の算定件数	2,884 件	116 件	② 3,000 件
内 深夜加算の算定件数	2,635 件	34 件	③ 2,669 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) \div A\}$			55.7%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6,188 件	188 件	6,376 件
内 時間外加算の算定件数	1,517 件	57 件	1,574 件
内 休日加算の算定件数	965 件	56 件	1,021 件
内 深夜加算の算定件数	845 件	15 件	860 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5,972 件	96 件	6,068 件
内 時間外加算の算定件数	1,522 件	36 件	1,558 件
内 休日加算の算定件数	940 件	35 件	975 件
内 深夜加算の算定件数	916 件	6 件	922 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5,761 件	77 件	5,838 件
内 時間外加算の算定件数	1,350 件	29 件	1,379 件
内 休日加算の算定件数	979 件	25 件	1,004 件
内 深夜加算の算定件数	874 件	13 件	887 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	17,921 件	361 件	18,282 件
内 時間外加算の算定件数	4,389 件	122 件	4,511 件
内 休日加算の算定件数	2,884 件	116 件	3,000 件
内 深夜加算の算定件数	2,635 件	34 件	2,669 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1 - 2 (救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	鈴鹿回生病院
病院の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	7,781 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0 件
合 計		7,781 件
3 会計年度平均		2,594 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)		0 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)		0 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	750 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値 (⑤-⑥)×2÷3)	0件
---	----

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,568 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	2,568 件

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,684 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	2,684 件

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,529 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	2,529 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	7,781 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	11 人	0 人	0%	0 人	0%
監 事	2 人			0 人	0%
社 員	6 人	0 人	0%		
評議員	0 人	0 人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	役員報酬規定に基づいて支給している
監事	役員報酬規定に基づいて支給している
評議員	

添付資料

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	医師用社宅を借上げ住宅管理規定により利用可能	有 ・ 無
金銭の貸付け	なし	有 ・ 無
資産の譲渡	なし	有 ・ 無
給与の支給	給与規定に基づき支給	有 ・ 無
役員等の選任	役員は、定款第29条の規定により選出	有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営	なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	9,716,676,813 円
B 純資産の額	3,214,500,053 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	33.1%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	7,696,995,312 円
イ 本来業務の用に供する財産	7,689,450,957 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	7,544,355 円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	668,514,576 円
F 事業費用の額	9,887,291,642 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	三十三フィナンシャルグループ 28,910 株	有 ・ 無
出 資	紀北信用金庫 1,200 口	有 ・ 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ 無
組合契約	なし	有 ・ 無
信 託	なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	なし	有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「へ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(書類付表 1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	荒木 朋浩		鈴鹿回生病院 理事長、院長	① ・ 無
			三重大学 臨床教授	① ・ 無
			三重大学脳神経外科 非常勤講師	① ・ 無
			日本脳神経外科学会 評議員	① ・ 無
			日本脳卒中学会 評議員	① ・ 無
			日本脳神経外科救急学会 評議員	① ・ 無
			東海くも膜下出血研究会 世話人	有 ・ ②
			三重脳血管障害研究会 世話人	有 ・ ②
			三重脳卒中医療連携研究会 幹事	有 ・ ②
			MNC脳神経セミナー 世話人	有 ・ ②
			三重大学脳神経外科集談会 運営委員	有 ・ ②
			三重県警察医	有 ・ ②
			鈴鹿市医師会 会員	① ・ 無
			鈴鹿市医師会災害医療委員、かかりつけ医のための勉強会企画委員	有 ・ ②
			国際脳神経外科連合 (WFNS) 会員	有 ・ ②
			アジアオーストラレイシア脳神経外科学会 (AASN) 会員	有 ・ ②
			日本脳神経外科コンgres 会員	有 ・ ②
			日本脳卒中の外科学会 会員	① ・ 無
			日本脳神経血管内治療学会 会員	① ・ 無
			スパズムシンポジウム 会員	有 ・ ②
			日本頭痛学会 会員	① ・ 無
日本脳ドック学会 会員	① ・ 無			
AMAT隊員	有 ・ ②			
三重県災害医療コーディネーター	有 ・ ②			
常務理事	加藤 公		鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	① ・ 無
			日本スポーツ協会 スポーツドクター	① ・ 無
			日本医師会 健康スポーツ医	① ・ 無
			日本臨床スポーツ医学会 代議員	① ・ 無
			山二磁業株式会社 代表取締役	① ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
常務理事	加藤 公		三重県スポーツ協会 副会長、医科学委員会 委員	有 ・ 無
			三重県スポーツ振興委員会 委員	有 ・ 無
			三重県競技力向上対策委員会 委員	有 ・ 無
			三重県医師会 スポーツ医学・健康教育委員会 委員、労災・自動車保険対策委員会 委員	有 ・ 無
			スペシャルオリンピックス日本・三重 理事	有 ・ 無
理事	長谷川 静生		亀山回生病院 院長	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
	富田 隆		鈴鹿回生病院 統括診療部長	有 ・ 無
			日本外科学会 専門医	有 ・ 無
			日本消化器外科学会 認定医、指導医	有 ・ 無
			日本肝臓学会 専門医	有 ・ 無
			日本消化器病学会 専門医、指導医	有 ・ 無
			日本救急医学会 ICD	有 ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	有 ・ 無
			東海外科学会 特別会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
	森本 保		介護老人保健施設 輝 施設長	有 ・ 無
			障害者相談支援センター 嘱託医	有 ・ 無
			三重県老人保健施設協会 理事	有 ・ 無
			独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 名誉院長	有 ・ 無
			三重中央看護学校 講師	有 ・ 無
			公益社団法人久居一志地区医師会 会員	有 ・ 無
	岡 宏次		長島回生病院 院長	有 ・ 無
			日本内科学会東海地方会 評議員	有 ・ 無
			日本血液学会 専門医、指導医、評議員	有 ・ 無
			日本輸血・細胞治療学会東海支部 評議員	有 ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	有 ・ 無
	齋藤 誉宏		鈴鹿回生病院 副院長	有 ・ 無
NPO 法人みえ循環器・腎疾患ネットワーク理事			有 ・ 無	
森田 哲正		鈴鹿回生病院 副院長	有 ・ 無	
		日本肘関節外科学会 代議員	有 ・ 無	
		日本マイクロサージャリー学会 評議員	有 ・ 無	

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事	森田 哲正		中部整形外科災害外科学会 代議員	有 ・ 無
	横田 和美		鈴鹿回生病院 看護部長	有 ・ 無
	岡本 継治		鈴鹿回生病院 事務長	有 ・ 無
	中島 將臣		鈴鹿回生病院 法人担当財務部長	有 ・ 無
監事	室木 徹亮		三重綜合法律事務所 弁護士	有 ・ 無
	亀井 秀樹		鈴鹿市社会福祉協議会 会長	有 ・ 無
社員	荒木 朋浩		鈴鹿回生病院 理事長、院長	有 ・ 無
			三重大学 臨床教授	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科 非常勤講師	有 ・ 無
			日本脳神経外科学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳卒中学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳神経外科救急学会 評議員	有 ・ 無
			東海くも膜下出血研究会 世話人	有 ・ 無
			三重脳血管障害研究会 世話人	有 ・ 無
			三重脳卒中医療連携研究会 幹事	有 ・ 無
			MNC脳神経セミナー 世話人	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科集談会 運営委員	有 ・ 無
			三重県警察医	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会災害医療委員、かかりつけ医のための勉強会企画委員	有 ・ 無
			国際脳神経外科連合（WFNS）会員	有 ・ 無
			アジアオーストラレイシア脳神経外科学会（AASN）会員	有 ・ 無
			日本脳神経外科コンgres 会員	有 ・ 無
			日本脳卒中の外科学会 会員	有 ・ 無
			日本脳神経血管内治療学会 会員	有 ・ 無
			スパズムシンポジウム 会員	有 ・ 無
	日本頭痛学会 会員	有 ・ 無		
	日本脳ドック学会 会員	有 ・ 無		
	AMAT隊員	有 ・ 無		
三重県災害医療コーディネーター	有 ・ 無			
加藤 公		鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	有 ・ 無	
		日本スポーツ協会 スポーツドクター	有 ・ 無	
		日本医師会 健康スポーツ医	有 ・ 無	

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
社員	加藤 公		日本臨床スポーツ医学会 代議員	有 ・ 無
			三重県スポーツ協会 副会長、医科学委員会 委員	有 ・ 無
			山二礫業株式会社 代表取締役	有 ・ 無
			三重県スポーツ振興委員会 委員	有 ・ 無
			三重県競技力向上対策委員会 委員	有 ・ 無
			三重県医師会 スポーツ医学・健康教育委員会 委員、労災・自動車保険対策委員会 委員	有 ・ 無
			スペシャルオリンピックス日本・三重	有 ・ 無
	長谷川 静生		亀山回生病院 院長	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
	馬場 優		長島回生病院 名誉院長	有 ・ 無
			紀北医師会 会員	有 ・ 無
			日本消化器病学会 会員、消化器病専門医、指 導医	有 ・ 無
			日本肝臓学会 会員、肝臓専門医	有 ・ 無
			日本糖尿病学会 会員、専門医	有 ・ 無
			日本内科学会 会員、認定医	有 ・ 無
	富田 隆		鈴鹿回生病院 統括診療部長	有 ・ 無
			日本外科学会 専門医	有 ・ 無
			日本消化器外科学会 認定医、指導医	有 ・ 無
			日本肝臓学会 専門医	有 ・ 無
			日本消化器病学会 専門医、指導	有 ・ 無
			日本救急医学会 I C D	有 ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	有 ・ 無
			東海外科学会 特別会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
	森本 保		介護老人保健施設 輝 施設長	有 ・ 無
			障害者相談支援センター 嘱託医	有 ・ 無
			三重県老人保健施設協会 理事	有 ・ 無
独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療セ ンター 名誉院長			有 ・ 無	
三重中央看護学校 講師			有 ・ 無	
公益社団法人久居一志地区医師会 会員			有 ・ 無	

(書類付表2)

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区分	関係者等の氏名又は名称	特殊の関係	内容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	馬場 優	社員	職員寮	平成16年9月1日	15,000円
その他	なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与の支給の有無
荒木朋浩	鈴鹿回生病院 院長	平成15年9月1日	常勤	理事長 社員	①有・無 有・無
加藤 公	鈴鹿回生病院附属 クリニック 院長	平成15年4月1日	常勤	常務理事 社員	①有・無
長谷川静生	亀山回生病院 院長	昭和54年4月1日	常勤	理事 社員	①有・無
岡 宏次	長島回生病院 院長	平成13年2月1日	常勤	理事	①有・無
森本 保	介護老人保健施設 輝 施設長	平成28年4月1日	常勤	理事 社員	①有・無 有・無
馬場 優	長島回生病院 名誉院長	平成16年9月1日	非常勤	社員	①有・無 有・無
富田 隆	鈴鹿回生病院 統括診療部長	平成11年4月1日	常勤	理事 社員	①有・無 有・無
齋藤誉宏	鈴鹿回生病院 副院長	平成13年1月16日	常勤	理事	①有・無 有・無
森田哲正	鈴鹿回生病院 副院長	平成12年4月1日	常勤	理事	①有・無 有・無
横田和美	鈴鹿回生病院 看護部長	平成12年10月1日	常勤	理事	①有・無 有・無
岡本継治	鈴鹿回生病院 事務長	平成2年3月12日	常勤	理事	①有・無
中島将臣	鈴鹿回生病院 法人担当財務部長	令和5年10月9日	常勤	理事	①有・無 有・無

表の書式変更

書式変更: フォント: 8 pt

書式変更: フォント: 8 pt

書式変更: フォント: 8 pt

書式変更: フォント: 9 pt

表の書式変更

書式変更: フォント: 9 pt

表の書式変更

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借入物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
-----------	-----	-----------	------	----

表の書式変更

借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

表の書式変更

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

表の書式変更

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
荒木朋浩	理事長 社員	日本脳神経外科 学会	文京区本郷 5-25-16 石川ビル 6階	齊藤延人	なし	評議員

		日本脳卒中学会	千代田区鍛冶町1丁目10-4 丸石ビルディング4階	藤本茂	なし	評議員
		日本脳神経外科救急学会	守口市文圃町10-15別館3階	岩瀬正顕	なし	評議員
加藤 公	常務理事 社員	日本臨床スポーツ医学会	中央区新富2-4-14 新富田所ビル4階	山澤文裕	なし	代議員
		山二砥業株式会社	恵那市山岡町原1114	加藤公	なし	代表取締役
岡 宏次	理事	日本内科学会東海地方会	名古屋市昭和区鶴舞町65	須田隆文	なし	評議員
		日本血液学会	京都市中京区島丸通二条下ル秋野々町518番地	高折晃史	なし	評議員
		日本輸血・細胞治療学会東海支部	日進市北新町殿ヶ池上539番地	加藤栄史	なし	評議員
齋藤誉宏	理事	みえ循環器・腎疾患ネットワーク	津市江戸橋2-174 循環器・腎臓内科学内	谷川高士	なし	理事
森田哲正	理事	日本時間節学会	新宿区山吹町358-5 韓国際文獻社	岩崎倫政	なし	代議員
		日本マイクロロジャーリー学会	新宿区大久保2-4-12 新宿ラムタックスビル内	五谷寛之	なし	評議員
		中部日本整形外科災害外科学会	京都市上京区寺町通今出川下ル扇町扇ビル4F	松田秀一	なし	代議員
関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
亀井秀樹	監事	鈴鹿市社会福祉協議会	鈴鹿市神戸地子町383-1	亀井秀樹	なし	会長

書式変更：フォント：8 pt

書式変更：フォント：8 pt

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容

「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは芸術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸(無償で使用させている場合を含む。)している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況(例えば、社宅として建物を貸与、他の法人(会社)の事務室等)を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日(例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間)を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借入物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	1,838,144,050 円				1,855,510,981 円
現金及び預金					1,855,510,981 円
事業未収金	1,648,225,034 円				円
有価証券					円
たな卸資産	151,043,366 円				円
前渡金	241,834 円				円
前払費用	17,490,718 円				円
その他の流動資産	31,585,098 円				円
貸倒引当金	-10,442,000 円				円
固定資産	5,858,851,262 円	円	円	円	164,170,520 円
有形固定資産	5,800,816,369 円	円			円
建物	3,359,488,086 円	円			円
構築物	47,211,193 円	円			円
医療用器械備品	559,693,404 円	円			円
その他の器械備品	123,296,111 円	円			円
車両及び船舶	3,337,603 円	円			円
土地	1,482,605,992 円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	225,183,980 円	円			円
無形固定資産	54,257,625 円	円			円
借地権	796,400 円	円			円
ソフトウェア	50,425,846 円	円			円
その他の無形固定資産	3,035,379 円	円			円
その他の資産	3,777,268 円		円	円	164,170,520 円
投資有価証券					69,164,660 円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					82,360,000 円
長期前払費用	1,010,718 円				円
その他の固定資産	2,766,550 円				12,645,860 円
資産合計	①7,696,995,312 円	②0 円	③0 円	④0 円	2,019,681,501 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

(1/2)

施設名(事業名) 区分	合 計	鈴鹿回生病院	鈴鹿回生病院 居宅介護支援事業所	鈴鹿回生病院 附属クリニック
流動資産	1,838,144,050 円	1,370,225,991 円	1,107,849 円	188,776,577 円
事業未収金	1,648,225,034 円	1,207,686,290 円	1,107,849 円	182,470,190 円
たな卸資産	151,043,366 円	126,131,975 円	円	7,400,387 円
前渡金	241,834 円	10,330 円	円	円
前払費用	17,490,718 円	13,653,075 円	円	円
その他の流動資産	31,585,098 円	30,553,321 円	円	円
貸倒引当金	-10,442,000 円	-7,809,000 円	円	-1,094,000 円
固定資産	5,858,851,262 円	4,622,531,525 円	円	178,283,583 円
有形固定資産	5,800,816,369 円	4,573,470,566 円	円	175,284,616 円
建物	3,359,488,086 円	2,608,193,404 円	円	83,661,122 円
構築物	47,211,193 円	42,625,361 円	円	635,411 円
医療用器械備品	559,693,404 円	468,469,668 円	円	81,874,068 円
その他の器械備品	123,296,111 円	93,525,010 円	円	7,818,801 円
車両及び船舶	3,337,603 円	1,623,576 円	円	円
土地	1,482,605,992 円	1,148,984,265 円	円	円
その他の有形固定資産	225,183,980 円	210,049,282 円	円	1,295,214 円
無形固定資産	54,257,625 円	46,903,659 円	円	2,998,967 円
借地権	796,400 円	796,400 円	円	円
ソフトウェア	50,425,846 円	45,354,468 円	円	2,998,967 円
その他の無形固定資産	3,035,379 円	752,791 円	円	円
その他の資産	3,777,268 円	2,157,300 円	円	円
長期前払費用	1,010,718 円	865,550 円	円	円
その他の固定資産	2,766,550 円	1,291,750 円	円	円
資産合計	⑤7,696,995,312 円	5,992,757,516 円	1,107,849 円	367,060,160 円

2 業務の用に供する財産の明細

(2/2)

施設名(事業名) 区分	亀山回生病院	長島回生病院	デイサービス 陽だまりの家	介護老人 保健施設 輝	居宅介護支援 事業所 輝
流動資産	99,226,997 円	110,152,845 円	3,665,491 円	63,980,420 円	1,007,880 円
事業未収金	93,471,238 円	97,405,789 円	3,292,441 円	61,786,907 円	1,004,330 円
たな卸資産	5,080,992 円	10,364,304 円	円	2,065,708 円	円
前渡金	51,420 円	51,550 円	26,410 円	92,574 円	9,550 円
前払費用	154,000 円	2,914,202 円	365,640 円	403,801 円	円
その他の流動資産	1,029,347 円	1,000 円	円	1,430 円	円
貸倒引当金	-560,000 円	-584,000 円	-19,000 円	-370,000 円	-6,000 円
固定資産	305,390,816 円	276,528,139 円	1,541,007 円	474,354,064 円	222,128 円
有形固定資産	305,306,372 円	273,266,751 円	7 円	473,265,929 円	222,128 円
建物	118,853,517 円	195,583,636 円	円	353,196,407 円	円
構築物	906,364 円	2,934,107 円	円	109,950 円	円
医療用器械備品	3,522,565 円	5,636,851 円	円	190,252 円	円
その他の器械備品	7,441,420 円	4,645,241 円	4 円	9,865,635 円	円
車両及び船舶	5 円	961,617 円	3 円	530,274 円	222,128 円
土地	174,253,500 円	51,805,448 円	円	107,562,779 円	円
その他の有形固定資産	329,001 円	11,699,851 円	円	1,810,632 円	円
無形固定資産	84,444 円	3,261,388 円	66,200 円	942,967 円	円
借地権	円	円	円	円	円
ソフトウェア	84,444 円	1,045,000 円	円	942,967 円	円
その他の無形固定資産	円	2,216,388 円	66,200 円	円	円
その他の資産	円	円	1,474,800 円	145,168 円	円
長期前払費用	円	円	円	145,168 円	円
その他の固定資産	円	円	1,474,800 円	円	円
資産合計	404,617,813 円	386,680,984 円	5,206,498 円	538,334,484 円	1,230,008 円

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

へ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1

外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B
鈴鹿回生病院	7,268,292,464 円	7,306,717,181 円	99.5%
鈴鹿回生病院附属クリニック	870,972,192 円	870,972,192 円	100.0%
亀山回生病院	510,682,638 円	510,981,618 円	99.9%
長島回生病院	657,065,116 円	658,749,916 円	99.7%
介護老人保健施設輝	429,585,779 円	429,588,168 円	100.0%
鈴鹿回生病院居宅介護支援事業所	0 円	10,078,925 円	0.0%
デイサービス陽だまりの家	0 円	35,853,388 円	0.0%
居宅介護支援事業所輝	0 円	4,496,896 円	0.0%
合 計	①9,736,598,189 円	②9,827,438,284 円	99.1%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
鈴鹿回生病院	社会保険診療	5,627,929,346円	608,031,393円	6,235,960,739円	88.7%
	労災保険診療	181,183,073円	0円	181,183,073円	2.6%
	健康診査	112,611,035円	220,071,955円	332,682,990円	4.7%
	予防接種	371,300円	192,600円	563,900円	0.0%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	178,791,419円	102,871,842円	281,663,261円	4.0%
計	6,100,886,173円	931,167,790円	7,032,053,963円	100.0%	
鈴鹿回生病院附属クリニック	社会保険診療	1,028,214,687円	238,751,698円	1,266,966,385円	96.8%
	労災保険診療	13,522,508円	0円	13,522,508円	1.0%
	健康診査	5,060,568円	0円	5,060,568円	0.4%
	予防接種	3,217,288円	2,076,750円	5,294,038円	0.4%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	17,202,225円	817,400円	18,019,625円	1.4%
計	1,067,217,276円	241,645,848円	1,308,863,124円	100.0%	
鈴鹿回生病院居宅介護支援事業所	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	6,590,404円	0円	6,590,404円	100.0%
	障害福祉事業				
	その他				
計	6,590,404円	0円	6,590,404円	100.0%	
亀山回生病院	社会保険診療	455,382,337円	445,200円	455,827,537円	89.6%
	労災保険診療	5,018円	0円	5,018円	0.0%
	健康診査	135,832円	619,928円	755,760円	0.1%
	予防接種	931,791円	281,950円	1,213,741円	0.2%
	助産				
	介護事業	10,669,790円	1,636,803円	12,306,593円	2.4%
	障害福祉事業				
	その他	3,300円	38,762,540円	38,735,840円	7.6%
計	467,128,068円	41,716,421円	508,844,489円	100.0%	
長島回生病院	社会保険診療	533,097,820円	49,360,629円	582,458,449円	95.2%
	労災保険診療	74,899円	0円	74,899円	0.0%
	健康診査	1,633,496円	851,744円	2,485,240円	0.4%

	予防接種	1,934,454 円	968,630 円	2,903,084 円	0.5%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	14,956,600 円	9,251,449 円	24,208,049 円	4.0%
	計	551,697,269 円	60,432,452 円	612,129,721 円	100.0%
デイサービス陽だまりの家	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	21,144,139 円	4,267,540 円	25,411,679 円	100.0%
	障害福祉事業				
	その他				
	計	21,144,139 円	4,267,540 円	25,411,679 円	100.0%
介護老人保健施設輝	社会保険診療	222,359,437 円	85,331,503 円	307,690,940 円	76.7%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種	582,050 円	123,800 円	705,850 円	0.2%
	助産				
	介護事業	65,612,556 円	14,324,302 円	79,936,858 円	19.9%
	障害福祉事業				
	その他	1,994,743 円	10,922,379 円	12,917,122 円	3.2%
	計	290,548,786 円	110,701,984 円	401,250,770 円	100.0%
居宅介護支援事業所輝	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	5,158,310 円	0 円	5,158,310 円	100.0%
	障害福祉事業				
	その他				
	計	5,158,310 円	0 円	5,158,310 円	100.0%
合 計	社会保険診療	7,866,983,627 円	981,920,423 円	③8,848,904,050 円	⑪89.4%
	労災保険診療	194,785,498 円	0 円	④194,785,498 円	⑫2.0%
	健康診査	119,440,931 円	221,543,627 円	⑤340,984,558 円	⑬3.4%
	予防接種	7,036,883 円	3,643,730 円	⑥10,680,613 円	⑭0.1%
	助産	0 円	0 円	⑦0 円	⑮0.0%
	介護事業	109,175,199 円	20,228,645 円	⑧129,403,844 円	⑯1.3%
	障害福祉事業	0 円	0 円	⑨0 円	⑰0.0%
	その他	212,948,287 円	162,595,610 円	⑩375,543,897 円	3.8%
		計	8,510,370,425 円	1,389,932,035 円	9,900,302,460 円

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	214,557,221円	学校保健安全法	円
船員保険法	355,597円	母子保健法	円
国民健康保険法	46,061,025円	労働安全衛生法	5,115,396円
国家公務員共済組合法	7,821,915円	高齢者の医療の確保に関する法律	8,588,694円
地方公務員等共済組合法	58,484,710円		
私立学校教職員共済法	円		
計	327,280,468円	計	13,704,090円
		健康診査に係る収入合計	⑱ 340,984,558円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑱と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	6,699,663円	麻疹	33,500円
臨時接種	2,784,499円	風疹	34,751円
	円	インフルエンザ	1,122,200円
	円	おたふくかぜ	6,000円
計	9,484,162円	計	1,196,451円
		予防接種に係る収入合計	⑲10,680,613円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑲と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 件	㉑ 円
分娩件数(㉑)×50万円		㉒ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が②①又は②②の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	21,144,139 円	居宅サービス事業	97,698,748 円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	4,267,540 円	介護予防サービス事業	6,293,417 円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	25,411,679 円	計	103,992,165 円
		介護事業に係る収入合計	②③129,403,844 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が②③と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	②④ 円

(記載上の注意事項)

- ⑨が⑭と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額(規則第30条の35の3第1項第2号ハ)

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細(規則第30条の35の3第1項第2号ニ)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用(投薬費を含む)	合計 (B)	
鈴鹿回生病院	7,032,053,963 円	3,148,584,153 円	4,119,708,311 円	7,268,292,464 円	96.7%
鈴鹿回生病院 附属クリニック	1,308,863,124 円	461,014,021 円	409,958,171 円	870,972,192 円	150.3%
長島回生病院	612,129,721 円	370,703,984 円	286,361,132 円	657,065,116 円	93.2%
亀山回生病院	508,844,489 円	296,432,982 円	214,249,656 円	510,682,638 円	99.6%
介護老人保健施設輝	401,250,770 円	228,592,051 円	200,993,728 円	429,585,779 円	93.4%
合計	⑮9,863,142,067 円	4,505,327,191 円	5,231,270,998 円	⑯9,736,598,189 円	101.3%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑯が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業 の別
名 称	所 在 地	
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療
鈴鹿回生病院附属クリニック	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 2	
長島回生病院	三重県北牟婁郡紀北町東長島 2 番地	
亀山回生病院	三重県亀山市東御幸町字穴淵 232 番地	

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

別表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療
鈴鹿回生病院附属クリニック	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 2	
長島回生病院	三重県北牟婁郡紀北町東長島 2 番地	
亀山回生病院	三重県亀山市東御幸町字穴淵 232 番地	
介護老人保健施設輝	三重県北牟婁郡紀北町東長島 2482	

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
		/

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図